

ごみ処理広域化の検討結果について

朝霞市は、平成 20 年 3 月に埼玉県が策定した「第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画」において、和光市とともに第 5 ブロックに位置付けられ、ごみの広域処理を推進することとなつて以降、和光市と広域化について協議を重ねてまいりました。

その結果、広域化をせず、これまでどおり本市単独でのごみ処理を行うことを、平成 26 年 3 月に決定しました。

また、単独での建設予定地につきましては、粗大ごみ処理施設などとの一体的な運用が必要であることから、引き続き現在のクリーンセンター敷地内に建設することが適当であるとの結論となりました。

<広域化をしない理由>

(1) 広域化する場合の建設候補地が 2 市ともに見当たらないこと。

広域化した施設を現在の朝霞市クリーンセンター内に建設することは敷地不足によりできないため、本市では、建設候補地として、朝霞地区一部事務組合し尿処理場などを検討いたしました。しかしながら、いずれも近隣の状況や経費面などから、候補地とするのは困難との結論となりました。

(2) 現在稼働しているごみ焼却処理施設の耐用年数を考慮すると、本市においては平成 33 年度末までには施設を更新する必要があり、広域化する場合は事務手続等に年月を要するため、計画期間内に事業が完了しないおそれがあること。

現在の施設の状況につきましては、毎年実施している定期補修工事や適切な運転管理により、支障なく処理をしていますが、稼働年数が経つにつれ、設備の老朽化が進行し、処理能力の低下も見られたことから、平成 22 年度からの 5 年間で主要な設備・機器を更新する延命化対策工事を実施したところです。これにより稼働が見込めるのは平成 33 年度までであり、新施設へのバトンタッチが急務となっています。